

2025年11月吉日

お客さま各位

平塚信用金庫

「平塚信用金庫投信取引約款」の改訂について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）の改正に伴い下記のとおり約款を改訂いたしますのでお知らせいたします。
今後とも、平塚信用金庫をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 改訂日
2025年12月1日（月）
- (2) 対象の約款
平塚信用金庫投信取引約款
- (3) 改訂内容
第1章「番号法」の項目番号の変更
旧：「番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に～」
新：「番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に～」
- (4) その他
ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。
改訂後の約款は[こちら](#)をご覧ください。

以上